

令和5年度 新潟県医師養成修学資金貸与制度 「重点コース（新潟大学医学部「新潟県地域枠」）」 のご案内



新潟県医師養成修学資金は、将来、新潟県内の地域医療を担おうとする気概と情熱に富んだ医学生に対し、新潟県が貸与資金を拠出し、（公財）新潟医学振興会が貸与するものです。

今回、新潟大学医学部医学科学校推薦型選抜「地域枠」を受験される皆様へ「重点コース（新潟大学医学部「新潟県地域枠」）」修学資金貸与制度についてご案内します。

新潟大学医学部医学科「学校推薦型選抜「地域枠」」出願要件

- 新潟大学医学部医学科「学校推薦型選抜「地域枠」」の出願要件を満たしていること
- 新潟県の地域医療に貢献する意欲を有すること
- 新潟県が設定する修学資金を受給し、卒業して医師免許取得後、新潟県が指定する医療機関等に9年間勤務（※）する意志のあること

（※ 臨床研修の2年間を含みます。9年間勤務することによって、修学資金の返還が全額免除されます。）

制度概要

貸与額 月額 15万円、年額 180万円（6年間貸与総額 1,080万円）

貸与人数 40人（県内高校出身者22名 / 全国（県内含む）の高校出身者18名）

貸与期間 入学した年の4月から卒業の月まで（貸与期間は正規の修業年限に限ります）

対象者 新潟大学医学部医学科「学校推薦型選抜「地域枠」」に合格して入学する方

所得制限 なし

その他 将来の診療科の選択については、特に地域医療に貢献できる内科・総合診療科等を推奨します。

申請書類等

申請書類

- ① 新潟県医師養成修学資金貸与申請書（第1号様式）
- ② 同意書（第1号様式の2）
- ③ 誓約書（第4号様式）
- ④ 修学資金振込先等連絡用紙

②は出願時に
①③④は入学手続き時に
提出してください

保証人

修学資金の貸与を受けた者と連帯して債務を負担する者として、2人の保証人が必要です。

※保証人のうち1人は以下の方としてください。

- 貸与を受けようとする者が未成年の場合：法定代理人
- 貸与を受けようとする者が成年者の場合：父母兄姉又はこれに代わる方

申請書の提出期間及び提出方法

提出期間

令和5年2月19日（日）～令和5年2月20日（月）まで

提出方法

新潟大学から地域枠合格者に対して、合格通知書及び入学手続書類の送付と同時に「新潟県医師養成修学資金貸与申請書等（以下、「申請書等」という。）」が送付されますので、指定された期日までに提出してください。

- 申請書等の送付先や提出期限等については、申請書提出依頼文により必ず御確認ください。
- 申請書等の提出は、入学手続きと同時に行ってください。
※郵送先については、合格者に送付する「令和5年度 新潟大学入学手続案内」によりご確認ください。
- 提出された書類は、修学資金の貸与に関する目的以外の用途には使用しません。
また、提出された書類は返却しません。

貸与決定等

選考方法

新潟大学が実施する試験において、医学部医学科「学校推薦型選抜「地域枠」」に合格して入学手続きを行った者で、書面等により本県地域医療に貢献したいという意志等を確認した者を修学資金の被貸与者として決定します。

貸与決定までの流れ(予定)

修学資金の貸与を行う（公財）新潟医学振興会において、提出された申請書類の確認・審査等を行い、貸与決定します。スケジュール（予定）は次のとおりです。

～2月末頃

申請書類等の審査等

（※ 必要に応じて申請書類の補正等をお願いすることがあります。）

4月中旬

貸与決定（貸与決定通知書等を送付）

4月末頃

1回目の修学資金の振込（以降、毎月振込）

留意事項

修学資金貸与者を決定した場合、貸与者の決定状況（貸与決定者の大学名、性別、人数等）を公表することができますので、あらかじめご承知おきください。

貸与の停止・休止・保留

貸与停止

修学生が次の①～⑤のいずれかに該当したときは、以降の貸与を停止します。

- ① 退学したとき。
- ② 心身の故障のため修学を継続する見込がなくなったと認められるとき。
- ③ 学業成績が著しく不良になったと認められるとき。
- ④ 規則等に定められた提出書類を正当な理由なく提出期限までに提出せず、かつ規則等の遵守が期待できないと認められるとき。
- ⑤ その他、修学資金貸与の目的を達成する見込がなくなったと認められるとき。

貸与休止

留年若しくは休学し、又は停学の処分を受けたときは、これに該当する期間の月分の修学資金は貸与しません。

貸与保留

正当な理由がないのに定められた書類等を提出しないときは、当該事由が解消されるまでの間、修学資金の貸与を保留します。

返還

返還が必要な場合

修学生は、次の①～④のいずれかに該当したときは、貸与を受けた修学資金の全額に利息を付した額を、その事由が生じた日から1ヶ月以内に返還しなければなりません。

- ① 修学資金の貸与が停止されたとき（前記「貸与停止」参照）。
- ② 大学を卒業した日から2年以内に医師免許を取得しなかったとき。
- ③ 医師免許を取得後、定められた臨床研修に従事しなかったとき。
- ④ 業務外の事由により臨床研修に従事又は指定医療機関に勤務しなくなったとき。

返還利息

返還利息は、各月の貸与額等について、その交付を受けた日から修学資金の交付を最後に受けた日までの日数に応じ、年10パーセントの割合で算定した額とします。

延滞利息

正当な理由がなく、定める期限までに返還しなかったときは、返還すべき日の翌日から返還の日までの日数に応じ、返還すべき額につき年14.5パーセントの割合で算定した延滞利息が課されます。

返還の一部免除

医師免許取得後、直ちに臨床研修に従事した場合において、その後、義務の履行期間を満了する前に、指定医療機関等に勤務しなくなったときは、修学資金の返還の債務（利息の返還債務を含む。）の一部を免除することができます。

【返還を免除できる額の計算式】

$$\text{返還免除額} = \text{返還総額} \times (\text{従事勤務期間} / \text{義務履行期間})$$

FAQ①（重点コース（新潟大学医学部「新潟県地域枠」））

Q 地域枠学生は、他の学生と違う教育を受けるのですか？

A 新潟大学では、全ての授業、実習について全く同じ内容を学習します。それとは別に、毎年8月に2～3日間程度、他大学地域枠の学生や自治医科大学の学生等と合同で行う夏季実習に参加していただきます。内容としては、病院実習やグループワークなど地域医療を体験するとともに学生同士の交流を深める場となります。

Q 卒後2年間の臨床研修はどこで行うのですか？

A 新潟県内の基幹型臨床研修病院で行うことになります。研修プログラムは自由選択であり、他の医学生同様に、医師臨床研修マッチングに参加していただきます。

Q 臨床研修修了後の指定医療機関とは、どのような医療機関ですか？

A 医師の確保を特に図るべき区域などに所在する病院から県が指定します。
なお、医師の確保を特に図るべき区域などとは、新潟県医師確保計画に定めた医師少数区域などの地域をいいます。

Q 指定医療機関には、診療所は含まれますか？

A 卒後7～9年目においては、地域の中核病院に勤務しながら、週1回程度、診療所等で勤務するケースも想定されます。

Q 義務履行期間（指定勤務期間）の勤務については、どのようなイメージになりますか？

A 別紙のモデル例のようなイメージになります。
一定の要件を満たした場合、義務履行期間内で大学教員や行政医として就業することも可能です。

Q 診療科の選択に制限はありますか？

A 県では、特に地域医療に貢献できる内科・総合診療科等を推奨しますが、将来目指す診療科の選択に制限は設けていません。
なお、どの診療科に進むにしても、臨床研修修了後2年間は、地域医療を主体とした医療に従事してもらうことになります（希望診療科への入局自体は可能です）。その後、卒後5年目からは、希望する診療科の医師として大学等で研修（2年間）を積み、残りの義務年限の期間をその診療科の医師として地域の指定医療機関で勤務することになります。

FAQ②（重点コース（新潟大学医学部「新潟県地域枠」））

Q 専門医にはなれますか？

A 専門医を取得する課程は診療科によって多少異なりますが、卒後5年目から2年間は、大学等の専門研修基幹施設で研修ができますし、その後も地域で各診療科医師として勤務しますので、9年間の義務年限中に取得することは可能です。

Q 大学院への進学は可能ですか？

A 可能です。

大学院の期間は通常4年になりますが、臨床を離れ実験等の研究に専念する期間については、義務の履行を一時中断し、後に延ばすことで研究期間を取れますし、臨床を行いながらできる期間については、義務の履行を継続しながら、大学等での研修や地域病院での勤務と併せて行うことも考えられます。

また、臨床を行いながら進学できる社会人入学の場合は、義務期間中の勤務をしながら行うことができます。

Q 海外留学や県外研修は可能ですか？

A 可能です。

所属する医局の推薦があり、新潟医学振興会理事長が申請に基づき承認した場合には、指定医療機関での勤務を一時中断して、海外留学等をすることは可能です。

Q 結婚して出産した場合、産前・産後休暇や育児休暇はとれますか？

A 産前・産後休暇については、義務年限内で取得することが可能です。

また、診療に従事せず育児に専念する育児休暇についても、指定医療機関での勤務を一時中断して取得することが可能です。

Q 2年間の後期研修は、県外の病院で研修することも可能ですか？

A 義務年限の9年間はあくまでも新潟県内の病院に勤務することが条件になりますので、原則として県外で後期研修を行うことは認められません。どうしても県外の病院で研修をしたい場合は、県外研修として新潟医学振興会理事長が申請に基づき承認した場合に限り、指定医療機関での勤務を一時中断して行うことになります。

Q 「保証人のうち1人を父母兄姉又はこれに代わる方とします」とありますが、もう1人はどのような者が可能でしょうか？

A 本制度は、修学資金の返還を目的とした貸付ではありません。

修学資金の貸与を受けた修学生が、返還免除の義務要件の履行が困難になった際に、本人に代わり返還が可能な方をお願いします。

医師養成修学資金貸与規則等

この案内に掲げる医師養成修学資金貸与制度については、本書のほか、医師養成修学資金貸与事業実施規則及び同実施規程（以下「貸与規則等」という。）によります。

貸与規則等は、（公財）新潟医学振興会ホームページ（<http://www.niigata-mf.or.jp/>）及び新潟県ホームページ（掲載ページURL等は下表参照）からご覧いただけます。

掲載ページURL

- 「医師ナビにいがた」サポートページ
<https://www.ishinavi-niigata.jp/support/>

- 「医師ナビにいがた」医師養成修学資金貸与制度紹介ページ
<https://www.ishinavi-niigata.jp/try-for/igakubuchiikiwaku/>



貸与規則等

上記ページの下段「貸与規則等」に掲載されている

- 医師養成修学資金貸与事業実施規則（PDFファイル）
- 医師養成修学資金貸与事業実施規程（PDFファイル）
- 医師養成修学資金貸与事業各種様式（PDFファイル）

によりご確認ください。

修学資金制度についてのお問い合わせ先

修学資金制度の詳細についてのお問い合わせ先は次のとおりです。

※申請書類等の提出先ではありませんのでご注意ください。

< 手続きに関すること >

公益財団法人新潟医学振興会

〒 951-8510 新潟県新潟市中央区旭町通1-757 (新潟大学医学部内)
TEL 025-227-2176 FAX 025-225-5555

Mail medsinko2@med.niigata-u.ac.jp
URL <http://www.niigata-mf.or.jp/>

< 修学資金制度・卒業後のキャリアに関すること >

新潟県 福祉保健部 医師・看護職員確保対策課

〒 950-8570 新潟県新潟市中央区新光町4-1
TEL 025-280-5960 FAX 025-284-0277
Mail ngt040290@pref.niigata.lg.jp
URL <https://www.ishinavi-niigata.jp/>